

TUMO Gunma デジタルサイネージコンテンツ制作業務 仕様書

1 業務の名称

TUMO Gunma デジタルサイネージコンテンツ制作業務

2 趣旨・目的

群馬県のデジタルクリエイティブ人材育成の更なる拡充・発展を図り、ぐんまのクリエイティブ拠点化の実現のために、国際的に評価の高いアルメニアの TUMO センターの人材育成プログラムを導入したアジア初の世界標準のデジタルクリエイティブ人材育成施設 TUMO Gunma の設置を決定した。

本施設に整備するデジタルサイネージにて表示するコンテンツの制作を行うもの。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託予算額

5, 400, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとし、具体的な内容については、委託事業者と相談の上、決定する。

(1) デジタルサイネージ表示コンテンツのシステム構築

デジタルサイネージに表示するコンテンツについて、別紙「デジタルサイネージ仕様」を参照の上、利用者が作った作品を画面の形に合わせて表示・演出できるシステムを構築する。なお、利用現場での運用を十分考慮し、表示コンテンツの更新・変更等が容易に行えるようにすること。

(2) デジタルサイネージ表示コンテンツの制作

デジタルサイネージに表示するコンテンツを制作する。

例1 メインエリア側にライブカメラを設置し、サイネージ越しに壁の向こう側が見えるような表示・演出。

例2 AIにより自動生成される映像コンテンツ。

(3) 機材及び整備内容の提案

コンテンツ表示に必要な機材及び整備内容を提案すること。

(4) 運用サポート

デジタルサイネージシステム及びコンテンツの運用に関するマニュアルを作成し、スタッフに操作方法等の研修を行うこと。

6 成果品

- (1) デジタルサイネージコンテンツ一式
- (2) 業務完了報告書及び同電子データ
- (3) 運用マニュアル及び同電子データ
- (4) その他発注者が指示するもの

7 その他

- ・本業務の成果は、全て群馬県に帰属する。
- ・本仕様書に記載のない事項等については、その都度、群馬県との協議により決定する。